

地域産業委員会 令和3年8月13日
地域力推進部・観光・国際都市部 共通資料1番
所管 地域力推進課・文化振興課

大田区青少年交流センター使用料等及び勝海舟記念館入館料等の 収納事務におけるキャッシュレス決済の導入について

区民サービスの利便性向上、新型コロナウイルス感染拡大防止及び業務効率化の観点から、以下の施設の使用料等の収納事務についてクレジットカードと電子マネーによるキャッシュレス決済を導入し、端末を窓口に設置する。

1 キャッシュレス決済の導入施設及び収納対象

(1) 大田区青少年交流センター “ゆいっつ”

施設使用料並びに施設使用に伴い特別に徴収する電気、ガス及び水道料金

(2) 大田区立勝海舟記念館

入館料及びミュージアムショップグッズ代金

2 導入時期

令和3年9月下旬以降

3 導入するキャッシュレス決済の種類

(1) クレジットカード

VISA、Mastercard

(2) 電子マネー

交通系 IC カード (Suica、PASMO 等)、楽天 Edy、iD、WAON、nanaco (勝海舟記念館を除く)

4 周知方法

区報 (令和3年9月1日号) 及び区・各施設ホームページにより行う。

5 その他

今回のキャッシュレス決済に加え、引き続き現金決済にも対応する。